

NPO法改正のポイント

平成 24 年 4 月 1 日から施行される改正 NPO 法とは？

平成 24 年 4 月 1 日から新しくなった NPO 法(特定非営利活動促進法)が施行されます。どのようなところが変わり、NPO 法人の皆さんがどう対応しなければならないかポイントをお知らせします。

■現在設立済みの県内 NPO 法人に関係のある変更内容

現在設立済みの NPO 法人に関係のある部分は以下のとおりです。

猶予期間の間に（平成 26 年度末まで）、各法人の総会で、定款の変更の議決を行い、定款変更申請の手続きをとってください。（右の部分で定款の変更が必要と記載した黒地の 3 項目）

◆総会で速やかに定款変更の議決をしていただくため、協働推進課では、新旧対照表の記載例を後日提供しますので、ご利用ください。（現在条例改正中ですので、議会承認後速やかに提供します）

■定款変更認証の簡素化

定款の変更について、軽微な変更の事項が増えました。

- ◆ 役員の定数
- ◆ 会計に関する事項
- ◆ 事業年度に関する事項、
- ◆ 解散に関する事項
(残余財産の帰属すべきものにかかるものを除く)

■何か手続きが必要ですか？

定款の変更が必要です。
県の標準定款の 51 条(定款の変更)に、軽微な変更について記載しているところに、4 項目の追加が必要です。

■収支計算書の変更

収支計算書の様式が変わりました。
名前も活動計算書に変わります。
今までの収支計算書の様式ではなく、企業の収益計算書に近いものになりました。

■何か手続きが必要ですか？

定款の変更が必要です。
県の標準定款の 48 条(事業報告及び決算)の収支計算書の文字を修正する必要があります。

■社員総会の簡素化

理事または社員が社員総会の目的である提案をしたとき、その提案内容について全員が書面又は電磁的方法で承認した場合は総会決議があったこととみなされます

■何か手続きが必要ですか？

定款の変更が必要です。
県の標準定款の 28 条(議決) 30 条(議事録)に、追加の必要があります。

■代表権の設定

従来理事の代表権は、善意の第三者に対抗することができませんでしたが、改正で、その部分がなくなりました。また、代表権のある理事だけを登記することもできるようになりました。

■何か手続きが必要ですか？

定款変更で、代表権を持つ理事を決める必要があります。代表理事を決めて、その旨の登記をします。
なお、定款にすでに“理事長は、この法人を代表しその業務を総理する”の文言がある場合、半年以内に代表登記の必要があります！！

半年以内に登記をしない場合料金が適用される場合がある(内閣府)とのことですので、ご注意ください。
理事全員を登記する場合は、定款の“この法人を代表する”の文言を削除する必要があります。

■解散公告の簡素化

従来解散公告は、2か月で3回以上官報掲載の必要がありましたが、今後は1回以上の官報掲載で済むようになりました。(掲載料が1/3で済みます)

■何か手続きが必要ですか？

解散時には、1回以上の官報掲載(公告)が必要です。

■所轄庁の変更

従来の内閣府認証法人の所轄庁が、その法人の主たる事務所のある都道府県(または指定都市)の所轄庁に変更になります。

■何か手続きが必要ですか？

現在内閣府認証の団体は所轄庁が変わりますので、報告書等の提出先が変わります。

■情報開示の充実

従来は事業報告書類の3年間分を法人の主たる事務所に据え置き、社員その他の利害関係者の閲覧請求があった場合に閲覧させなければならないとありましたが、改正により、主たる事務所のほかに従たる事務所でも同様に据え置き閲覧に供しなくなりました。

■何か手続きが必要ですか？

従たる事務所のある法人は、従たる事務所にも3年分の事業報告書類を据え置いてください。

■分野が増えました

従来の17分野に加えて、

- ◆ 観光の振興を図る活動
- ◆ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ◆ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

の3分野が追加になり、合計20分野となりました。

■何か手続きが必要ですか？

この分野を追加したい法人は、定款変更で第4条の活動の種類を追加する必要があります。定款変更は、総会出席者の3/4の賛成が必要です。

■なぜ、このような改正があったのでしょうか？

特定非営利活動促進法が制定より13年以上たち、様々な法人が設立されてきました。NPO法人の活動も様々で、新しい公共の一翼を担って社会に貢献している法人もあれば、残念ながら活動が予定通り進んでいない法人もあります。

特定非営利活動促進法では、NPO法人は市民が育てるという基本理念があり、各法人がどのような活動をしているかを市民に知ってもらい、市民が評価していくことを、重要視しています。

そのため、今回の改正では、NPO法人の活動内容をよりわかりやすく見てもらえるよう、情報開示場所を増やすことや、収支計算書を活動計算書とすることで、各法人の活動を事業報告書類の充実によりPRできるようなしくみとなりました。

その分、NPO法人の事業報告書類の様式が変わることになり、一時的に事務の負担が増えることになりましたが、各種定款変更の手続きについては、軽微な変更の枠を増やし、定款変更時の手続きを簡素化することも同時に行われており、法人運営についてやりやすくなった部分もあります。

また、今回、認定NPO法人制度が大きく改正され、特定非営利活動促進法の中に組み入れられました。認定NPO法人制度というのは、「正しい会計処理をして公益的な活動をしている」と認定されたNPO法人に寄付をした市民の方の税の控除をするしくみです。

改正された認定NPO法人制度については、認定を取りやすくするようにPST基準の緩和や、仮認定制度なども取り込まれています。

それと並行して、寄付の受け皿となるNPO法人の会計の明瞭化をすすめることで、活動への市民の理解をより深めることができるようにとのことで今回の改正となったのです。